

家電4品目の処分方法

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ式等）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については以下の方法のいずれかを選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替えするまたは購入した家電小売店に引き取りを依頼して下さい。
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店に相談して下さい。
2. 買い替えではなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購小売店を利用できない場合は、以下の事業者回収を依頼して下さい。
※収集運搬料金、リサイクル料金が必要ですので事業者にご相談して下さい。
※回収日について事業者にご相談して下さい。

●家電4品目回収事業者

(有)上嶋環境営繕 47-2037